

## 熊谷市子育て支援・保健拠点施設整備事業

### 対面対話での共有認識事項

No.	資料名	議題内容	回答
1	要求水準書	<p>(仮称)こどもセンターの諸室の要求水準書事項の欄に「エントランスホールで下足を履き替え、全て上足とする。」とありますが、下足のまま利用する提案を認めていただけないでしょうか。</p>	<p>(仮称)こどもセンターのエントランスホールにおいて下足利用とする合理的な理由があり、かつ下記の要求事項を満たしている場合は、可とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 荒天時等においても清潔に保つことができるよう維持管理を行えること。</li> <li>・ 乳幼児室やプレイルーム等、下足のまま利用することが不適當であると認められる諸室の前には、想定利用人数等を踏まえ、下足箱等を適切に設置すること。</li> </ul>
2	要求水準書	<p>休日・夜間急患診療所に関して、一般/隔離診察室までの動線計画等についての考え方を教えていただけますでしょうか。</p>	<p>本施設は初期救急の対応が目的です。</p> <p>【ドライブスルー診療および隔離診察の運用について】</p> <p>利用者からの事前電話の情報により一般外来とするのか隔離診断とするのかを判断し、隔離診断と判断された利用者はドライブスルー受付で受付後、車内で待機します。利用者の順番が来ると呼び出しがあり、隔離診察室付近に車を駐車させ、隔離診察室へ直接入室または車内での診察を想定しています。感染症疑いの患者は、診察室に入室せず、受付・診療・会計・処方箋等を車内で実施することを想定しています。</p>
3	建設工事請負仮契約書	<p>契約約款第25条に関し、基本契約締結後12か月以降経過した日に適用する旨の修正がありました。第5項には「特別な要因により基本契約締結の日後において主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適當となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。」とあります。現時点でこの項目は適用することを想定しておりますでしょうか。</p>	<p>将来的な社会情勢の変化等によって価格に著しい変動が生じたときは、適用となる可能性があります。</p>